

平成 23 年度第 3 回大津町振興総合計画等評価委員会 議事録

1. 日 時：平成 24 年 2 月 23 日（木）午前 9 時 30 分～午後 0 時 20 分

2. 場 所：大津町役場 4 階大会議室

3. 議題等

(1) 開会

(2) 議事

1) 大津町振興総合計画基本事業の評価について

都市計画課・工業用水道課・環境保全課・道路整備課・下水道課
総務課・議会事務局

2) その他

4. 出席委員等

関係団体等	氏 名	備 考
大津町民生委員・児童委員協議会会長	吉田 和信	出席
大津町社会福祉協議会事務局次長	松木 雄一郎	出席
障害者関係団体（大津町身障者福祉会）	中村 静次	出席
商工会（商工会理事・青年部長）	西川 秀貢	出席
大津町農業委員会会長	瀬川 友次	出席
大津町企業連絡協議会会長	池松 康博	出席
大津町教育委員	井野 美幸	欠席
大津町社会教育委員	伊東 祐紀	出席
大津町区長会会長	宇佐川 恵	出席
女性グループ（大津町女性の会会長）	坂本 晶江	出席
まちづくり関係団体（明日の観光大津を創る会総務委員長）	水島 源廣	欠席
学識経験者（熊本県立大学教授）	明石 照久	出席
公募委員	緒方 正男	欠席
公募委員	与古田 公子	出席
公募委員	松岡 征一郎	出席

5. 委員会傍聴人 2 名

開会

委員長挨拶

(まちづくり条例に関する質問)

松岡委員　　私たちが審議しています振興総合計画は、まちづくり基本条例に則って作られたものかという質問をいただきました。まちづくり基本条例に、振興総合計画との関係について書いてあります。総合計画は天津町として何を実現するかという目標を掲げてあり、まちづくり基本条例は住民自治を推進するための理念及び手続きを規定し、振興総合計画の目標をどのように実現するかという手順を定めてあります。それについて具体的に述べているのが、町の総合計画の策定にあたっては、町民の意見が反映できるように広く町民の参画を得て策定し、立案から実行、評価までを町民に知らせることが基本であると書いてあります。そういうことがちゃんと担保されたうえで出来ているのか聞かれましたが、私も自信がなかったので、その辺を簡単にお教えいただければと思います。

委員長　　はい、ただいま大事な点をおたずねいただきましたので、コメントありましたらよろしくをお願いします。

事務局　　振興総合計画というのは平成18年に10年間の計画として策定し、今回は後半の後期基本計画を作りました。平成18年度に作ったときには、まちづくり基本条例は出来ておりませんでしたので、策定委員会等を作り、今回のように公募委員さんやいろんな委員さん方のご意見を参考に作らせていただいたという経緯があります。今回の後期基本計画につきましても、広く意見を募集するということでアンケートをさせていただき、このような委員会を作りまして、その中で作らせていただいたところです。

松岡委員　　ただいま説明いただきましたが、そういう手法しか取れないのかとは思いますが、参画を得て策定するという基本理念からすると、十分に住民の皆さん方の意見が反映されるのだろうか、図書館にある議事録で、こういうことがあっているということはご存知だし、発言者の名前もありますので、これは非常にいいとおっしゃったんですが、このベースが町民の意識と行政の意識の乖離があるのではと思います。参加することによって、具体的な内容の審議に参画できますが、住民の意見を十分汲んでいく配慮をしていないと、まちづくり基本条例が浮いたものになる懸念がありますので、私もこの委員会に参加する一人として十分注意をしていかなければという気持ちがありました。

事務局　　私たちも広く住民の方の参画を得たいと思っております。その中でアンケートや議事録のホームページへの掲載あるいは図書館への配置をさせていただいております。今後とも広く住民の方へいろんな情報を出し、意見をいただけるような形で進めたいと思います。

松岡委員　　それをぜひ、お願いします。あと一点ですけれども、今日の審議は7つの課があり、この前も提起しましたが、議論が盛んになった場合には、この7項目を2時間半で全て審議するのは無理があるのではと思うのです。審議を積み残す場面があっても来年度にでも慎重に議論しないと単なるセレモニーに終わってしまう可能性もあります。その点のこと

をお願いします。

委員長 今のご提案ですが、本日はこの予定で終わるように何とか進めたいと思っていますが、議論に時間かかるようであれば、お諮りをさせていただきたいと思います。来年度は、その辺りを調整したうえで十分な日程を取りたいということでありますので、とりあえず、予定通り進めさせていただきたいと思います。

松岡委員 4月から募集があり第1回目が11月でした。時間がないから十分な意見も言えず、不満が残りますので、時間だけは十分確保したうえで議論させていただくことが必要だと思います。よろしくお願いします。

委員長 はい、よろしいでしょうか。それでは議事に入らせていただきます。

議事 1) 大津町振興総合計画基本事業の評価について

委員長 では、所管課からご説明をお願いいたします。まず都市計画課、お願いします。

【都市計画課（P86～88、P110～P118）について説明。】

委員長 それではただいまご説明いただいた都市計画課の部分について、ご質問、ご意見等をお願いします。

松岡委員 駅南のビジターセンターの将来の展望、計画はいかがでしょうか。建物としてはあるのけれども、ソフト面で何か町の観光とか広報になるようなものが可能であれば、大津町へ来られた方も町を知っていただく契機になるのではないかと思います。

都市計画課 町では、観光、情報の拠点と位置づけて、物産展もできるように、いろいろなご意見を取り入れながら進めていきたいと考えております。

与古田委員 ビジターセンターの屋根と待合いの椅子の間に隙間があって、雨のとき椅子に座れば濡れるので、それについて改善していただけたでしょうか。

都市計画課 今度JRと協議しまして、隙間の部分をなくすようにしたいと思います。乗車口からの部分だと思いますけれども、今、工事をやっているところです。

与古田委員 もう一点ですが、駐車場の料金表示がすごく分りにくく、無料だと思って間違って駐車した方が大津町の方も観光の方でもいるそうです。最初は無料で、長く置けば料金が高くなるということをはっきり、大きく掲示していただくよう改善をお願いします。

都市計画課 当初から看板で20分まで無料と書いていたのですが、小さかったのですということがありました。通常の使用は送迎だけを考え20分まで無料としておりましたが、長期でも無料と誤解されていた方も何人かおられたので、大きな看板を作り、分りやすい形で運営しておりますので、今はそういったトラブルは無くなったとお聞きしております。

坂本委員 駅前楽善線について、今計画してある旧道までではなく駅まで延ばすということでしょうか。

都市計画課 大津駅から旧道までの事業は終わっております。用地の協議は旧道から上井手川まで終わっておりますので、上井手川から楽善食堂までの間の協議を早急に行いたいという課題を述べたところです。

坂本委員 駅から南北へ通るような道を通すということではないのですね。

都市計画課 今回の駅前楽善線は、旧道交差点から町道三吉原線交差点までの計画です。

坂本委員 計画を見ていないので申し訳ないのですが、旧道交差点の所は横も広げるのでしょうか。

都市計画課 警察協議で、横も広げないと交差点が出来ませんので、横も広げる形になります。

松岡委員 住宅関係は公営住宅だけでしょうか。一般的な住宅とか高層ビルが建っていますがそれはどこがされるのでしょうか。

都市計画課 開発行為や土地の区画の部分については町で指導できますけれども、建物の指導については町の方ではできない部分があります。

松岡委員 今も駅前に高層ビルが建っておりますが、あの辺りで日陰になって、開発のために苦しんだり悲しんでいるような人はいないのだろうかと心配しています。

都市計画課 先ほど土地利用と都市計画の推進ということで述べましたが、大津町の開発指導要綱の中には、マンション開発の部分も含んでおり、その中で、町に開発の申請が出たときに、町から地域住民との協議を指導しております。これについて強制権はありませんが、近隣の方と十分ご相談しながら、その議事録の提出をさせております。

松岡委員 指導は徹底していますか。

都市計画課 要綱には強制させることはできませんが、町の考え方につきましては住民の方と十分相談し、計画を出させています。

松岡委員 指導はしても実際になされていないのであれば指導の意味を成さないのでは。

都市計画課 町の開発指導要綱には強制権限がありません。これが課題となる部分です。

松岡委員 私が問題にしているのは、まちづくり基本条例の第5条で、町民は誰もが等しく尊重され快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有しますと書いてあります。高層住宅が建った後に来られた方はいいと思いますが、前から住んでおられる方々は、ビルを建てられた方の利益のための犠牲になっていないかということです。

都市計画課 いままでの高層ビル関係についても指導をしています。これは要綱であり、建物を建てられる人は建築基準法という法律で建てられます。法に基づくものについては町の行政権としてはタッチできない部分がありますので、住民の方と十分にご相談を行うことは町からも指導しますが、そこから先は課題として残るところです。

松岡委員 2月15日付けの朝日新聞に太陽光を横取りする高層ビルという投書があり、太陽を

横取りされた人はいないだろうと思いましたが、実際にいるのです。駅西のビルの建て方を南北逆にすれば、北側の方の日照権は確保できたと思うのです。建設について絶対的な権限はないかもしれないけれど、そういう指導なり話し合いをやれば、業者も町の意向に反してできないと思うのです。例えば、空港の騒音もそうですけど、地域住民の生活権を憲法で保障する権利ということで問題視していますけれども、この第5条に書いてあることを考えてなさるべきだと思います。

都市計画課 指導要綱の中で、その業者が地域の方と相談したあとの説明資料を出させているので、住民の方と十分相談されていると解釈しています。また、開発協議会を開き、業者も一緒に入りますので、そこで区長を含めた地域住民の方と相談しなさいと指導しております。

松岡委員 大津駅前にも出来ておりますので、そのあたりも十分勘案しないと、この基本条例に反するようなことが現実起こっていることがないかということを心配しています。

都市計画課 市町村行政にそこまでの権限を付与されていない部分もあり、大きな課題だと思っております。住民の方のご意見を十分踏まえながらやっていかなければと思っております。

松岡委員 この基本条例の第5条に反します。ぜひ、ひとつお願いします。

都市計画課 まちづくり基本条例は条例で、建築基準法や都市計画法は法律です。法律を超えた条例は難しいと思います。それぞれの業者が行う申請のときの相談は出来ますが、それを強制的にさせるのは難しい部分があります。

事務局 まちづくり基本条例についてちょっと整理させていただきます。上位の法律あるいは憲法がありまして、開発の件でいいますと上位法に建築基準法、都市計画法があり、その法律に基づいた規制に適應しているのであれば、条例で規制しようとしてもできないというのが今の現状です。裁判になったとき、町がそれを強制的にやったとなれば町は負けます。ただ、まちづくり基本条例ではそういった、苦しんでおられる住民の方の立場に立って努力していきたいと、そういった形で行政は取り組んでいきたい、しかし、法律を上回った町政は出来ませんけれども、住民の立場に立った行政の取り組み姿勢と理解していただけたらと思います。

松岡委員 法律を超えたものはダメだとわかりますが、これがある以上、住民側に立った行政の姿勢が必要ではないかと思います。次に、ジャスコの前の看板設置の許可について、町のことに県が一方的に条例を決めて許可するのはおかしいのではと言ったんですけれども、県は条例で決まっていますからと言ったので、県の宅急便を書いて出しました。無視されるかと思いましたが、県から2人来られて、ぜひ町と相談しながら今後はやっていきたいと話していました。町の最先端の行政の頭ごしに許可するとは何ということかと言いましたので、県もあれ以上はああいう看板を立てないとは思いますが、そういうところの連携をして、町の美観といいですか、これは個人業者だけの権利ではないと思いますので、地域住民の価値があると思うのですね、大津町においては出来る限りああいう看板だけの看板を立てることは遠慮して欲しい。これは私の個人的な考え方です。そういうことで今後

とも県と連携して行って欲しいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。権限庁である県との連携協議をしながらやっていただきたいということですのでよろしくお願いします。

伊東委員 朝夕のラッシュは、西鶴中井迫線が出来てかなり緩和できたでしょうか。あと一点ですが、駅前楽善線の勾配について、基準に適ったから許可ができたと思うのですが、大雨時や上から降りてくる車には厳しいのではと思いました。あと、信号とか路側帯とかの交通規制について何かありましたら教えていただけたらと思います。

都市計画課 県道西鶴中井迫線が昨年11月に開通しました。これは美咲野から国道57号まで抜けられますので、町としても県としても町内の渋滞緩和になったと考えています。駅前楽善線の勾配は、基準勾配内で施工しております。道路幅が10mで、両脇に歩道を付け、歩行者にも十分安全安心な道です。また、交通規制等については警察協議を今後やっていきたいと思います。なお、信号につきましては旧道交差点に設置をお願いするところです。

松木委員 公営住宅の合鍵はお持ちでしょうか。町営住宅に高齢者の一人暮らしの方が増えてきておりますので、何かあった場合のご協力をさせていただくことも出てくるのかなと思っております。

都市計画課 はい、合鍵は持っております。

委員長 よろしいでしょうか。なければ都市計画関係は終わらせていただきます。次に工業用水道課をお願いします。

【工業用水道課（P31～33）について説明】

委員長 説明が終わりました。意見、質問のある方はどうぞ。

（質疑なし）

委員長 工業用水道課について、よろしいでしょうか。特にないようですので、次の課に進ませていただきます。環境保全課の方からご説明をお願いします。

【環境保全課（P89～100、P122～123）について説明】

委員長 環境保全課について、ご質問、ご意見ををお願いします。

池松委員 環境について、企業ではエコアクション21やISO14001などで問題のあるところは改善し、積極的に取り組んでいます。中には年2回の美化作業を行っており、そこで不法投棄などがありますが、そのままの状態ですと役場に連絡した方がよいのでしょうか。それと合わせて、企業の公害苦情、騒音とか振動、悪臭などの状況をお聞かせ下さい。

環境保全課 公害、苦情関係で、騒音について役場に相談がありました。騒音規制法にはかかりませんが、住民の方が困っておられることとお話しましたところ協力していただき無事解決しました。工場の振動、騒音などについては工場の隣に家を建てられたというところはありませんが、その他で、そういうのはありません。車の騒音については聞いておりません。

池松委員 引水というか、運動公園の近くですが、夜中に車の騒音というか爆音といいですか、何度か警察も出動したと聞きましたが、そういうことで役場に相談はありませんでしたか。

環境保全課 夜中に車がうるさいということで、役場への相談はありませんでした。直接、警察へお願いされているのではないのでしょうか。

池松委員 先ほど環境について、企業では法の規制に則って騒音系では敷地の境目で計ったりしているのですが、企業に問題があればどんどん指摘をしていただいて改善していかなばと思います。また、美化作業も会社の敷地以外も積極的に行っていますが、不法投棄の対処法がいまひとつ理解できないので、何か対処法のマニュアル、ガイドラインというものがあればアドバイスをお願いします。

環境保全課 不法投棄の罰則は廃棄物処理法で決まっており、原則ですが土地の所有者が片付けなければなりませんが、被害者で出来ない場合は行政が入っています。ずっと見張っていることはできませんので、常にきれいにすることです。山の中などで不法投棄されそうな場所には赤いミニ鳥居を付けてもらっていますが、結構抑止効果があります。

池松委員 10年位前に比べて環境意識も高まり、非常によい傾向にあります。まだ不法投棄などはなくなりません。企業の環境方針の中にも環境美化には積極的に行うということが入っておりますので、町とともに積極的に取組んでまいりたいと思います。

坂本委員 町民1人当たりのごみの年間排出量が186kg、一人当たり1万2千円位で横ばいということで、これを減らすために、もう少し積極的な啓発が必要だと思いますが、今はどうのことを予定されているのでしょうか。

環境保全課 ごみの減量化に対する補助金や設備に対する補助金を出しております。あと、再生資源団体、廃品回収団体を多く増やしていくという方針です。子ども会が中心でしたが、最近子どもが少なくなり、今は老人会を中心に呼びかけ、活動資金にさせていただくことなどをPRしていきたいと思います。

坂本委員 今の処理にひとり当たり1万2千円かかりますということと、ごみを10kg減らすといくら浮いて、それをこのように使えますよなど、自分の身近なことに関連してアピールをしたらいかがでしょうか。

環境保全課 ごみ処理の分別は家庭が行います。町が収集しまして燃やしたり、粉碎したり中間処理をします。残ったものを最終処分します。この中間処理と最終処理は2市2町で作っている組合が行っています。施設の状況によりまして大工事や修繕が発生すると負担金が上がりますので、ごみの量イコール負担金ではなくなりますので、最初から最後までいくらかかるということが出しにくいところもあります。

坂本委員 分別は進んでいると思うのですが、それでもごみの量が増えているというのは、対策が足りないのでしょうか。186kgというのはリサイクルできるものも入っているのでしょうか。

環境保全課 資源ごみ、可燃ごみなど町が収集した量です。民間も収集していますので、それも入

っています。燃やして発電できればリサイクルになるのですが。

坂本委員　　そういう方向にうまくもっていければよいのですが。

環境保全課　１８６ｋｇのうち、８３パーセントの約１５０ｋｇが燃やしている量です。

松岡委員　　その中の生ごみなどは、町補助の電動の補助額を増やし、普及すれば残りの３割は減
ると思います。東部工場でもただ燃やすだけでなく、何か装置を作り発電できれば、電気
の相当部分をまかなえるなと思いました。

環境保全課　平成６年に出来ており、当時は無かったのでしょうか。今は焼却し、発電しないと国が
交付金を出しませんので、今はごみ処理場とは言わず、熱回収処理施設と言います。

伊東委員　　太陽光発電の推進というのは今後、環境面から非常に大切なことだと思いますが、一
般家庭への普及というのは、設置料が非常に高額なため、なかなか普及しないと思います。
そして、国、県、町の補助が２５年度から切られるという問題も含んでいますが、町とし
て緊急避難場所の学校とかに太陽光発電を設置していくというお考えはないのでしょうか。
学校というのは避難場所にもなっていて、一石二鳥になるのではないかと思います。
学校の使う電気量も減るだろうし、緊急時に電気が切れたときにも対応できると思います。
今、町の公共施設の中でどれくらい太陽光発電が設置してあるのか状況をお教えてください。

環境保全課　太陽光発電に関しまして、新エネルギービジョンで計画的に公共施設に作っていく計
画があります。学校で付いているところは現状ではありません。公共施設では子育て健康
センター、ビジターセンター、教育支援センターです。

伊東委員　　今後は公共施設に付けていく必要があると思います。

松岡委員　　風力発電について、ある団体が美咲野へ設置の提案をしたそうです。子ども達の教育
の観点からも、自分達が使う電気をこういう形で生産して使うことは教育面からもメリッ
トがあると思いました。内牧付近ではまつぼり風といいますが、東小や東部は非常に風が
強いので、それを積極的に利用していき地域の電力は地域でまかなっていくような姿勢、
そのためにも財政的な支援が後押ししていくのではないかと思います。一つの大きな電力
会社を作って販売から配電していくシステムはそろそろ考えなければならない時期にき
ているのではと原発事故を見て感じました。

環境保全課　風力発電には、全国的に先ほど申しました低周波音の発生が問題になっております。
設置につきましては環境アセスをしながらしなければと思います。

松木委員　　都市化に伴う地域コミュニティの希薄化等が原因と見られる都市生活型公害という
のがあるのですけれども、具体的にはどういうものでしょうか。

環境保全課　簡単にいうと、隣の犬の鳴き声がやかましいなどが典型的なものです。

松木委員　　逆に言うと地域コミュニティが復活すればそういうのは減ってくるのでしょうか。

環境保全課　どこから鳴いているのか分らないという人も多く、知っていれば防げるような内容も

多いと思います。

松岡委員 環境保全について、町内のつながりは希薄に感じますが、村の方では区役とか環境活動などで地域のコミュニティを保全していくことが、地域の環境保全の大きな力になると思います。良い活動をご紹介させていただきますが、大津中学校の近くの女性の方が、大津中の南側の通学路を大津高校から幼稚園前までをほとんど毎日掃除をされています。誰に命令される訳でもなく、無償のボランティアをなさっている方だと思いました。あと、用水路から時々白い水が流れていますが、水質的には大丈夫でしょうか。あと一点は、航空騒音ですが、熊本空港が7時半から夜の9時半まで行っていますが、時間が遅れますと9時半を過ぎて降りてくる飛行機もあり、地域住民は航空騒音に悩まされています。特に小学校などの多くの教育施設もありますので、子ども達に将来どの様な影響があるのか分かりませんが、もし影響あれば大変だと思っております。今後ともそういう点の配慮も環境保全課にはよろしくお願ひしたいという要望でございます。

委員長 はい、他によろしいでしょうか。

環境保全課 水質汚濁に関しまして、年に1度水質検査をしておりますが、BODという川の汚れを示す指標がありまして、確かに基準値を超えておりましたので、県の菊池保健所が指導し、水を処理する施設を設置されました。

松岡委員 下水道の普及により水がかなりきれいになっておりますので、その辺よろしくお願ひします。

委員長 他にありませんか。無いようですので先に進めさせていただきます。道路整備課お願ひします。

【道路整備課（P101～109）について説明】

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見があればよろしくお願ひします。

中村委員 通学路の安全性と書いてありますけれども、大津中学校から国道57号バイパスまでの間の西側には歩道がありませんが、事故は全然起きてないのでしょうか。

道路整備課 事故の有無について把握はしておりませんが、非常に危険だと認識しております。県道と国道ですので、関係機関に協力をお願いしています。

吉田副委員長 通学路関係ですが、旧アルコール工場前付近は歩道が付けられると聞いておりますが、その東側の鍛冶の上住宅の前付近が通学路になっておりますが、子ども達の安全を優先させていただきますようぜひお願ひします。

道路整備課 町道後迫前田線ですが、全線改良は難しいと思いますので、部分的改良など出来るところからさせていただければと思います。それと合わせまして、道路の下に水路が入っておりまして、水路整備は農政部局で検討されています。

宇佐川委員 国道57号の4車線化に伴い、瀬田陣内間が改良され、最近大林区まで改良され非

常に通りやすくなりましたが、その先の吹田、森地区について、これからの予定があればお聞かせください。それと、安全面からも出ておりましたが、道路が良くなり交通量もそんなに多くないので、非常に飛ばす車を見受けます。それから横断歩道が非常に少なく、信号もない。通学路でもあり、近くに小学校もあるという状態で、国、県、警察の問題でしようけれども、地元からの強い要望もいろいろ上がっておりますので、その辺も勘案していただきますようお願いいたします。

道路整備課 県道瀬田竜田線についてですが、吹田付近は地元とご相談あるいは県との相談しながら県に要望を上げております。それと、瀬田地区から大林地区まで、立派な道路が出来ており、スピードを出してしまうという状況で、歩道は出来ておりますが横断歩道がない部分もありますので、警察や県の方にも合わせてお願いしていきたいと思います。

宇佐川委員 それと合わせて、信号と横断歩道は言いましたけれど、最高速度の表示がありません。森まではありますがそれから先にはありません。

道路整備課 それも合わせて地元とご相談させていただきながら県と警察にお願いしたいと思います。

松岡委員 陣内の方はさっきのお話のとおり、高校があり中学校もあるということで非常に混雑しております。それとジャスコ前付近の改良は我々も非常に助かります。道路拡幅だけではなく歩道も設置していただきますようお願いいたします。歩道があれば安心して通れますので全然違います。

瀬川委員 県道のバイパス工事でバイパスが開通した後に残った今までの道路がありますが、これは町に移管され管理されることになるとと思いますが、残った県道の将来的な計画があれば教えてください。それと、国道 57 号の 4 車線化計画で今後の課題、計画で根気強く要望を行っていくと上がっておりますが、4 車線化に伴い、取り付け道路などが出てくるとと思いますが、それについていろいろな地元説明会もあってありますが、更なる説明をしていただき進行状況を地元の説明いただくという計画も盛り込んで欲しいと思います。

道路整備課 旧県道について、現在側溝も含め道路が傷んでおります。町へ移管する前に県が整備することになっております。国道 57 号の 4 車線化について何度か説明会はしておりますが、中間報告や事後報告については我々も国土交通省にお願いしていきたいと思います。

瀬川委員 バイパスが出来て地元の環境も非常に良くなり、高齢者の方も安心して散歩が出来る状況になっております。その中で、河川もあり環境美化の観点も踏まえまして要望を出していると思いますのでよろしくお願いします。

委員長 よろしいでしょうか。それでは道路整備課はこれで終わらせていただきます。次に下水道課をお願いします。

【下水道課（P 124～126）について説明】

委員長 ただいまのご説明に対しましてご質問、ご意見があればお願いします。

松岡委員 下水道と農業集落排水施設はどのように内容が違うのでしょうか。

下水道課 仕組み的にはどちらも下水道ですが、公共下水道は人口集中地区で、農業集落排水は、農業集落地区単体で行う事業です。錦野、矢護川、杉水、平川の地区で行っております。

松岡委員 補助率や負担金の違いはありますか。

下水道課 補助率は変わりませんが、負担金が異なります。農業集落排水の場合は 1 世帯当たり 18 万円、公共下水道は宅地面積 1 m²当たり 300 円です。

松岡委員 負担金について、農業集落排水の方が分りやすいと思います。町内と郊外の敷地面積は違うが、下水の量はそんなに変わらない。敷地が広ければ負担金を多く払わねばならない。今でも土地の広さで負担金を決めているのでしょうか。ちょっと不合理を感じました。

下水道課 公共下水道については m²当たり 300 円です。広いところは何十万になるところもありますが、平均するとあまり差はありません。

瀬川委員 下水道の普及率の目標年度と達成率はどの位までを見込まれますか。

下水道課 森地区を 24 年度から計画しており、それから吹田、大林、瀬田と計画しています。面積が約 30 ha ありますので、年間 3 ha 整備しましても約 10 年かかりますが、予算の関係もありますので、15 年以上はかかるのではないかと思います。整備率は 70 % ですので、残り 30 % は先ほどの 3 地区ではないかと思います。水洗化につきましては 3 年以内という法がありますので、3 年間の間に 95 % 以上を目標として進めているところです。

委員長 他にご意見ありませんでしょうか。なければ次に進めさせていただきます。総務課関係になります、よろしくお願いします。

総務課 (P 83 ~ 85、P 127 ~ 147、P 151 ~ 155、P 159 ~ 160) について説明

委員長 総務課関係についてご意見があればお願いします。

坂本委員 街灯と防犯灯の違いは何でしょうか。それと、うちの近くにもあるのですが、明かりが暗いので防犯の意味からも明るくしていただきたいのですが、そういうのは可能でしょうか。

総務課 街灯は集落内の明かりで、防犯灯は通学路や集落と集落の間としています。防犯灯は全て町が設置し、地区内の街灯につきましては、町が補助を出し一部地元負担をして整備していただいています。電球が切れ掛かっているものについては逐次取り替えておりますのでご相談ください

坂本委員 電球ではなく、街灯自体が暗く、夜歩くのが怖いのです。今、LED が出来ていますので、設置するときは高いでしょうが明るく経費もかからないので、そうしていただけたらと思います。

総務課 新たに取り入れる分についてはＬＥＤにしたいと思いますが、既存分については設置金額も高くまだ計画には上がっていないところです。

松岡委員 私の地区の西側半分位ですが、今年ＬＥＤになりました。明るさが全然違います。

池松委員 防犯やＬＥＤとか太陽光関係などのエネルギーの次世代についてさまざまな事業がされておりますが、予算の裏づけはどの様にお考えでしょうか。

総務課 町の費用だけでは非常に厳しいので、国の補助事業などに乗せて取り組むことが基本だと思います。

池松委員 一方では町民税など増税もありうるのでしょうか。

総務課 例えば町民税を町単独で増税するというのは厳しい面がありますので、新たな収入は考えなければと思います。

池松委員 超円高、歴史的な円高で、生産工場が海外にいつてしまう空洞化現象は日本の大きな課題であると思います。その中で新たなシステム、新たな分野の誘致による雇用の促進が大きな課題だろうと思います。電気料金とかいろんなものを上げることも当然必要なのですが、国として、県として、町としてこういった雇用のための事業をやっていくのかということをしかりと取組んでいくのが極めて重要だろうと思います。企業を取り巻く環境は厳しく、中小企業までがアジアに展開していく状況ですので、国や県と一体となって、中長期的な計画の中で、新たな分野や伸びていく分野の誘致について議論する時期ではないかと思います。

瀬川委員 消防団活動事業で、消防団員６３０名とありますが、団員は若い世代の人達がほとんどで、町内企業勤務の方も多数おいでと思いますが、町から企業へ、消防団活動へのご理解の働きかけの状況はいかがでしょうか。合わせまして、消防団活動への報酬等について、消防団は最近、環境問題や高齢者対策のことでも活躍されておられます。ということで消防団の運営費あるいは報酬について予算の厳しい中ではございますが、見直しを検討することは可能なのかおたずねします。それと、自主防災組織が先ほど５０団体ほどあるということでしたが、大津町の素晴らしい消防機材がありますので、それを使用できる自主防災組織のような形を進めていただけないでしょうか。

総務課 町内の企業への働きかけでございますが、消防団への協力事業所としてお願いする制度がありますので、２４年度は消防団員が勤めておられる事業所へお願いに行きたいと考えております。報酬等につきまして、先ほど環境問題や高齢者問題への取組みをしていた点を含め、ありがたくと思いますが、報酬等の増額をするということは検討しておりません。自衛消防団の機材の取扱いにつきましては、災害時に活動したときの補償等を含めたところで検討させていただきたいと思います。

瀬川委員 自衛消防隊について懸案がいろいろありますが、活用いただきますようぜひご検討をお願いします。

松岡委員 行政放送の管理は総務課でよろしいでしょうか。あと、役場下の駐車場にカーブミラ

ーを付けていただければ出やすくなります。3ヶ所くらいですか、東西に出るときが見えにくく危険な気がします。あと一点ですが、中学通のJRの踏切閉鎖の時間が非常に長いので、町からももう少し短くできないか聞いていただけないでしょうか。それから選挙の投票率を向上させるための具体的方策、規則などがあれば教えてください。

総務課 通常の行政放送は総務課が窓口です。放送は各担当課で録音し、流します。投票につきまして、投票率を上げるための規約とか規則はありません。明るい選挙推進ということで、選挙広報などがありますが、具体的に投票率を上げるためにこうなさいなどは特段ありません。若い人達に選挙の立会人になっていただき、身近に感じていただければと思いますが、それが直ぐに投票率の向上に結びつく状況ではありません。

松岡委員 投票率の推移はいかがでしょうか。

総務課 選挙によって違いますが、全般的に下がっていると思われます。

委員長 それではよろしいでしょうか。では、議会事務局のご説明をお願いします。

【議会事務局（P161～163）について説明】

委員長 それでは、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いします。

松岡委員 町の議会の最大の問題点は議員の顔が見えないということだと思います。今度初めて賛成反対の議員の名前が議会だよりに掲載されたと思いますが、議会の中で議員が一つの請願や議案に対して、どういう意味で誰が賛成反対したかというのが結果的に出てこなかったの、顔が見えないと言われ議会に対する不信感が出てきたのだと思います。今年の12月議会で文教厚生委員会を初めて傍聴しました。傍聴人が少ないのは、仕事を休んで傍聴に来ることは考えられません。規則で日曜日及び休日の日は休会となっておりますが、議長が判断すれば出来るのです。町長の施政方針演説くらいは休日とか夜とか、最大の納税者が参加できる場と機会を考えるべきであり、活性化委員会もそこを考えて欲しいと思います。議会というものは非常に大事だと思うのです。だから定員の削減とか報酬の軽減をするということではなく、場合によっては増額していただきと書いていた。それが町が活性化する大きな要因だと思います。まちづくり基本条例にも書いてありますけれども、地域と町民が一体となって町を支えていくような形に持っていかなばという大きな側面のひとつは議会です。議会が変わらないとなかなか変わらない。今後、他の委員会も傍聴はできるだろうと思いますが、それが一番大事で、今まで出来ていなかったと思います。

委員長 よろしいでしょうか。では本日予定されております評価について、以上で終わらせていただきます。委員の皆様方には長時間に渡り、ご協議いただきありがとうございました。

第3回大津町振興総合計画等評価委員会終了